平成２７年（フ）第４１１９号
大阪府吹田市昭和町１番６号
破産者　サンエイ株式会社
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２３９号
大阪市中央区平野町１丁目５番９号
破産者　長谷川産業株式会社
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５８号
大阪府富田林市寺池台１丁目３番212―105号
破産者　東村多津美
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
沖縄県うるま市字州崎５番地１
破産者　株式会社シーアイテクノ
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３８号
岩手県九戸郡野田村大字野田第26地割19番地の１
破産者　有限会社中伊商店
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第４７３号
東京都立川市幸町２―55―３、商業登記簿上の本店所在地東京都西東京市泉町５丁目７番10号
破産者　有限会社セイキエレクトロニクス
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５２３号
東京都あきる野市戸倉227番地
破産者　本多誠一郎
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７０６号
東京都町田市高ヶ坂２丁目32番10号第２清風荘105
破産者　古田　重一
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７４５号
東京都墨田区業平３丁目８番４号
破産者　株式会社アーバン
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７９３号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎1371番地１
破産者　有限会社ミヤマ製作所
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７９４号
東京都東久留米市中央町２丁目３番４―503号
破産者　崎山　豊士
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７９５号
東京都東久留米市中央町２丁目３番４―503号
破産者　崎山リツ子
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５１０号
神奈川県大和市上和田979―１シルバーコーポ桜ヶ丘303
破産者　株式会社アイハウス
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９号
福井市渕４丁目201番地
破産者　株式会社オガワヤ
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９９号
福井市問屋町３丁目616番地、商業登記簿上の本店所在地福井市志比口２丁目４番１号
破産者　石原建設株式会社
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
京都市南区上鳥羽勧進橋町13番地　パデシオン新烏丸十条620号
破産者　中嶋眞由美（旧姓住本）
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
山口県宇部市南小羽山町２丁目19番16―107号
破産者　株式会社六三四企画
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎874番地の15
破産者　有限会社山本商店
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２２号
茨城県小美玉市与沢194番地２、開始決定時の住所茨城県石岡市南台４丁目18番13号
破産者　大塚　孝雄
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８０３号
札幌市南区藤野４条７丁目15番10号
破産者　滝本　真紀（旧姓山田）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部